特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山江村は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県 山江村長

公表日

平成27年6月26日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	介護保険に関する事務						
②事務の概要	介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、被保険者の資格管理、介護保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等及び受給者管理、保険給付管理に関する事務を行う。 ① 被保険者の資格管理 被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得および、死亡、転出等による資格の喪失などを管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。 ② 保険料の賦課・徴収 被保険者の所得等に応じて保険料を賦課し、保険料の徴収等を行う。 ③ 要介護(要支援)認定等 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。 ④ 保険給付 要介護認定を受けた被保険者に対して、「介護給付」「予防給付」等の支給・審査等を行う。 ※番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。						
③システムの名称	1. 介護保険システム						

2. 特定個人情報ファイル名

1. 介護保険システム、2. 団体内宛名管理システム、3. 中間サーバー

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

- 1. 番号法第9条第1項 別表第一の68の項
- 2. 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

	①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
		番号流	去第19条第7号	(特定個)	人情報の提供の制限)及び別表第二
ı		(別表	第二における	青報提供	の根拠)
		・第三	.欄(情報提供者	が「市間	町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」
		が含ま	まれる項(1、2、	3, 4, 6, 2	26, 30, 33, 39, 42, 43, 56\(\sigma\)26, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 95,
	②法令上の根拠	97, 10	06、117の項)		
		(別表	第二における	青報照会	の根拠)
		•第一	·欄(情報照会者	が「市間	町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「介護保険法に関する事務であって
		主務行	省令で定めるも	の」の項((93、94の項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉課
②所属長	健康福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	山江村役場総務課	〒868−8502	熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 №0966-23-3111	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

	1		
連絡先			能本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TeL0966-23-3111
- 田 松 分		一 メドメーストロン	熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TeL0966-23-3111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		27年3月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成	27年3月1日 時点				
3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか							
		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明